

新公益法人会計基準適用に伴う収支予算書及び収支計算書の 取扱いについて

平成 17 年 11 月 9 日
日本公認会計士協会

目 次

新会計基準適用に伴う収支予算書の作成方法について	1
Q 1 : 収支予算書はどのように作成するのでしょうか。	1
Q 2 : 収支予算書の 3 区分について教えてください。	1
Q 3 : 3 区分する方法による収支予算書の作成初年度において必要な注記 及び前年度予算額の表示方法について教えてください。	1
新会計基準適用に伴う収支計算書の作成方法について	6
Q 4 : 新会計基準適用後も収支計算書を作成する必要がありますか。	6
Q 5 : 従前の収支計算書と比較して「内部管理事項」に定める 3 区分による 収支計算書の記載内容等の特徴を教えてください。	7
Q 6 : 新会計基準により財務諸表を作成する場合、収支計算書の 作成方法にはどのような方法がありますか。	7
原則的な方法による収支計算書の作成について	9
Q 7 : 収支計算書作成の原則的な方法について、 具体的に説明してください。	9
簡便的な方法による収支計算書の作成について	19
Q 8 : 収支計算書作成の簡便的な方法について、 具体的に説明してください。	19

本研究報告で使用する略称は、次のとおりである。また、これ以外の使い方を
する場合は、適宜略称の使い方について説明を加えている。

- ・ 従前の会計基準：公益法人会計基準（昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人指導監督連絡
会議決定）
- ・ 新会計基準：公益法人会計基準の改正等について（平成 16 年 10 月 14 日 公益法人
等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せ）
- ・ 「内部管理事項」：公益法人会計における内部管理事項について（平成 17 年 3 月
23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会
申合せ）
- ・ 新会計基準の実務指針：非営利法人委員会報告第 28 号「公益法人会計基準に
関する実務指針」（平成 17 年 6 月 13 日 日本公認会計士協会）
- ・ (B/S)：貸借対照表
- ・ (指定)：正味財産増減計算書（指定正味財産増減の部）
- ・ (一般)：正味財産増減計算書（一般正味財産増減の部）
- ・ (収入)：収支計算書（収入科目）
- ・ (支出)：収支計算書（支出科目）

新会計基準適用に伴う収支予算書の作成方法について

Q 1 : 収支予算書はどのように作成するのでしょうか。

A : 収支予算書は新会計基準の範囲外とされているが、予算準拠主義に基づいた予算の編成、執行は公益法人運営上重要である。収支予算書の作成については「内部管理事項」において統一的な取扱いが定められている。収支予算書は現行の指導監督体制の下、書類の作成及び保存を行うものとされている。

「内部管理事項」に示されている収支予算書の作成方法は次のとおりである。

(1) 収支予算書を3区分する方法

まず、「収支予算書は、以下に掲げる事項に留意して作成するものとする。」とされている。

これは、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に3区分して収支予算書を作成する方法である。収支予算書の様式は、様式1（収支予算書）及び様式4-1（収支予算書総括表）に示されている。

(2) 従前の収支予算書の様式による方法

その後、「ただし、従前の例による作成も妨げない。」とされている。これは従前の会計基準に基づいて収支予算書を作成する方法である。収入及び支出は上記(1)と異なり、3区分せずにそれぞれ収入の部及び支出の部に記載する。

Q 2 : 収支予算書の3区分について教えてください。

A : 収支予算書は、「内部管理事項」の様式1（収支予算書）に示されているように、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に3区分する。

事業活動収支の部は、公益法人の事業取引によって生じた収入・支出の状況を明らかにする区分である。投資活動収支の部は、設備投資、特定資産等の増減取引によって生じた収入・支出の状況を明らかにする区分である。また、財務活動収支の部は、借入金等の増減取引によって生じた収入・支出の状況を明らかにする区分である。

投資活動収支の部及び財務活動収支の部に該当しない収入・支出は、事業活動収支の部に計上するものとする。

例えば、退職金の支給に係る計上区分を示すと次のようになる。

(1) 退職金の支給

退職給付支出（事業活動収支の部）

(2) 退職給付引当資産の積立て及び取崩

退職給付引当資産取得支出（投資活動収支の部）

退職給付引当資産取崩収入（投資活動収支の部）

Q 3 : 3区分する方法による収支予算書の作成初年度において必要な注記及び前年度予算額の表示方法について教えてください。

A：3区分する方法による収支予算書の作成初年度において必要な注記、前年度予算額の表示方法及び記載例は、次のとおりである。

1．3区分する方法による収支予算書の作成初年度において必要な注記

「内部管理事項」に示された3区分する方法による作成初年度において、次のような注記を行うことが望ましい。

(注記例)

収支予算書は当年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式により作成している。

2．前年度予算額の表示方法

収支予算書を3区分する方法により作成した場合は、作成初年度における前年度予算額の表示方法については、次の2つの方法が考えられる。いずれの方法によったかが明確になるように注記を行うことが望ましい。

(第1法：前年度予算額の科目を当年度予算額の科目に対応させて組み替え表示する方法)

この方法によった場合は、所管官庁への収支予算書の提出時に前年度の収支予算書を添付することに留意する。

(注記例)

前年度予算額は、前年度の収支予算書の科目を当年度予算額の科目に対応させて組み替えて表示している。

(第2法：前年度予算額の科目を当年度予算額の科目に対応して組み替えることなくそのまま表示する方法)

この方法は科目体系を見直した場合等、第1法によることが困難な場合に実務上の便法として認められるものである。

(注記例)

前年度予算額は、平成16年10月改正前の「公益法人会計基準」(昭和60年9月17日 公益法人指導監督連絡会議決定)により従前どおり表示している。

3．記載例

3区分する方法による収支予算書の記載例(作成初年度における注記を含む。)を示すと、次のとおりである。なお、記載されている金額は便宜的な数値である。

(第1法)による記載例

収 支 予 算 書

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	予算額	前年度 予算額	増 減	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産利息収入	400	600	200	
正会員会費収入	6,300	6,000	300	
事業活動収入計	6,700	6,600	100	
2. 事業活動支出				
事業費支出				
〇〇事業費 - 助成金支出	3,000	3,000	0	
〇〇事業費 - 旅費交通費支出	800	700	100	
事業費支出計	3,800	3,700	100	
管理費支出				
給料手当支出	1,300	1,200	100	
旅費交通費支出	890	700	190	
退職給付支出	100	0	100	
印刷製本費支出	0	150	150	
支払利息支出	30	10	20	
管理費支出計	2,320	2,060	260	
事業活動支出計	6,120	5,760	360	
事業活動収支差額	580	840	260	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
什器備品売却収入	450	0	450	
投資活動収入計	450	0	450	
2. 投資活動支出				
什器備品購入支出	0	5,000	5,000	
減価償却引当資産取得支出	396	400	4	
投資活動支出計	396	5,400	5,004	
投資活動収支差額	54	5,400	5,454	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
長期借入金収入	0	5,000	5,000	

財務活動収入計	0	5,000	5,000	
2. 財務活動支出				
長期借入金返済支出	1,000	0	1,000	
財務活動支出計	1,000	0	1,000	
財務活動収支差額	1,000	5,000	6,000	
予備費支出	300	200	100	
当期収支差額	666	240	906	
前期繰越収支差額	3,100	2,800	300	
次期繰越収支差額	2,434	3,040	606	

(注) 1. 収支予算書は当年度から「公益法人会計における内部管理事項について」(平成17年3月23日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された3区分の様式により作成している。

2. 前年度予算額は、前年度の収支予算書の科目を当年度予算額の科目に対応させて組み替えて表示している。

3. 借入金限度額 ×××円

4. 債務負担額 ×××円(年度 円、・・・)

(第2法)による記載例

収 支 予 算 書

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

当年度予算額			前年度予算額		
科 目	予算額	備 考	科 目	予算額	備 考
事業活動収支の部			収入の部		
1. 事業活動収入			1. 基本財産運用収入	600	
基本財産利息収入	400		2. 会費・入会金収入	6,000	
正会員会費収入	6,300		3. 長期借入金収入	5,000	
事業活動収入計	6,700		当期収入合計(A)	11,600	
2. 事業活動支出			前期繰越収支差額	2,800	
事業費支出			収入合計(B)	14,400	
事業費			支出の部		
- 助成金支出	3,000		1. 事業費		
事業費			助成金	3,000	
- 旅費交通費支出	800		旅費交通費	700	
事業費支出計	3,800		事業費計	3,700	
管理費支出			2. 管理費		
給料手当支出	1,300		給料手当	1,200	
旅費交通費支出	890				
退職給付支出	100				

印刷製本費支出	0		旅費交通費	700	
支払利息支出	30		印刷製本費	150	
管理費支出計	2,320		支払利息	10	
事業活動支出計	6,120		管理費計	2,060	
事業活動収支差額	580		3. 固定資産取得支出		
投資活動収支の部			什器備品購入支出	5,000	
1. 投資活動収入			減価償却引当預金支出	400	
什器備品売却収入	450		固定資産取得支出計	5,400	
投資活動収入計	450		4. 予備費	200	
2. 投資活動支出			当期支出合計 (C)	11,360	
什器備品購入支出	0		当期収支差額		
減価償却引当資産取得支出	396		(A) - (C)	240	
投資活動支出計	396		次期繰越収支差額		
投資活動収支差額	54		(B) - (C)	3,040	
財務活動収支の部					
1. 財務活動収入					
長期借入金収入	0				
財務活動収入計	0				
2. 財務活動支出					
長期借入金返済支出	1,000				
財務活動支出計	1,000				
財務活動収支差額	1,000				
予備費支出	300				
当期収支差額	666				
前期繰越収支差額	3,100				
次期繰越収支差額	2,434				

(注) 1. 収支予算書の当年度予算額は「公益法人会計における内部管理事項について」(平成 17 年 3 月 23 日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議幹事会申合せ)に示された 3 区分の様式により作成している。

2. 前年度予算額は、平成 16 年 10 月改正前の「公益法人会計基準」(昭和 60 年 9 月 17 日 公益法人指導監督連絡会議決定)により従前どおり表示している。

3. 借入金限度額 × × × 円

4. 債務負担額 × × × 円 (年度 円、・・・)

新会計基準適用に伴う収支計算書の作成方法について

Q 4：新会計基準適用後も収支計算書を作成する必要がありますか。

A：新会計基準における財務諸表の範囲は、貸借対照表、正味財産増減計算書及び財産目録である。さらに大規模公益法人では、キャッシュ・フロー計算書が財務諸表に含まれる。収支計算書の作成及び保存は、内部管理事項として位置付けられ、財務諸表の範囲から除かれている。

新会計基準の「4 内部管理事項について」では、「本会計基準においては、当該基準の目的を広く国民に対して公益法人の活動状況を分かりやすく提供することにあるとし、こうした観点から財務諸表の作成方法について定めたところであり、これ以外の内部管理事項（会計処理規程、会計帳簿、収支予算書及び収支計算書の作成並びに書類の保存）については、当該基準においては特段の定めを置かないこととした。

しかしながら、現行の指導監督体制の下において、これらの内部管理事項についても統一的な取扱いが定められ、実施されてきたことにかんがみ、現在検討が進められている公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間については、引き続き上記書類の作成及び保存を行うものとする。」旨が明らかにされている。

公益法人は、新会計基準に基づく財務諸表を作成するとともに、公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間、法人の管理運営上必要な書類として従前どおり収支計算書を作成し保存しなければならないことに留意する必要がある。

なお、「内部管理事項」においてその取扱いが公表されている。

新会計基準及び「内部管理事項」で示された財務に係る書類等をまとめると次のようになる。

新会計基準及び「内部管理事項」に示された財務に係る書類等

新会計基準	貸借対照表 正味財産増減計算書 財産目録 キャッシュ・フロー計算書（大規模公益法人のみ）	
「内部管理事項」	会計処理規程 会計帳簿 収支予算書 収支計算書 書類の保存	公益法人制度の抜本的改革が行われるまでの間について、作成及び保存を必要とする。

Q 5 : 従前の収支計算書と比較して「内部管理事項」に定める3区分による収支計算書の記載内容等の特徴を教えてください。

A : 3区分による収支計算書の主な特徴は次のとおりである。

なお、3区分する方法により収支計算書を作成する場合は、作成初年度において収支計算書の作成方法について注記することが望ましい。

1 . 様式

「内部管理事項」に示す収支計算書(様式2)は、従前の様式とは異なり収支状況をより明瞭に表示するため、事業活動収支の部、投資活動収支の部及び財務活動収支の部に3区分して作成する。

2 . 収入科目・支出科目

「内部管理事項」の別表に、収支計算書の一般的、標準的な科目が示されている。

大科目、中科目とも、収入科目は「収入」、支出科目は「支出」としており、「収入」、「支出」という文言を付すことで、正味財産増減計算書の科目と区別している。

3 . 収支計算書に対する注記

科目間の流用があった場合には、収支計算書に対する注記において「当該科目及び金額」を記載することが新設されている。

4 . 収支計算書総括表

特別会計を有する場合、様式4-2(収支計算書総括表)に示されているように、科目は中科目別(従前は大科目別)に記載し、内部取引を消去して合計を表示する。

5 . 資金の範囲

「内部管理事項」では、資金の範囲を「原則として現金預金及び短期債権債務」(従前の会計基準では「原則として現金預金及び短期金銭債権債務」と)と定めている。公益法人の資金範囲の実態に整合させるための用語の整理が行われているが、資金範囲を変更させたものではない。

6 . 従前の収支計算書の様式等の取扱い

「内部管理事項」では、収支計算書の作成について「ただし、従前の例による作成も妨げない。」とする取扱いが示されており、従前の会計基準に基づく収支計算書を作成することも認められている。

Q 6：新会計基準により財務諸表を作成する場合、収支計算書の作成方法にはどのような方法がありますか。

A：財務諸表を作成するためには、新会計基準に準拠した会計処理を行うとともに、正規の簿記の原則に従った帳簿組織を整備しなければならない。

新会計基準に示す正味財産増減計算書に計上される各科目は、収益及び費用の項目であり、収支計算書に計上される収入及び支出の項目とは一致しない部分が生じる。

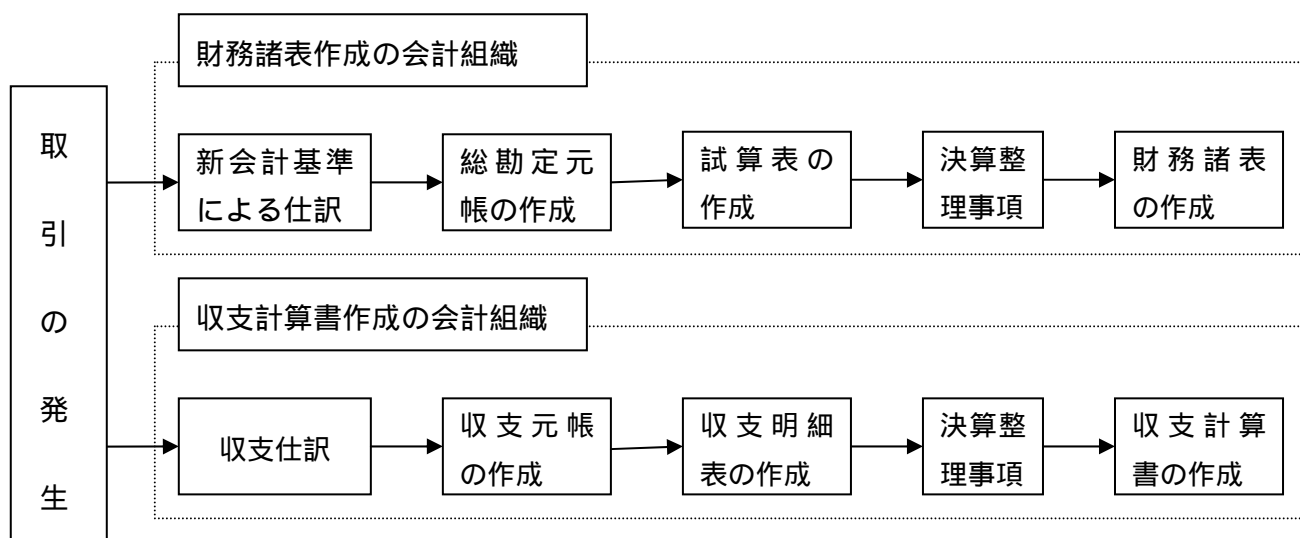
収支計算書を合理的に作成する方法には、下記(1)の原則的な方法（財務諸表作成の会計組織と収支計算書作成の会計組織を構築する方法）と(2)の簡便的な方法（貸借対照表及び正味財産増減計算書から収支計算書を作成する方法）が考えられる。

2つの方法を要約すると次のようになる。

(1) 原則的な方法(財務諸表作成の会計組織と収支計算書作成の会計組織を構築する方法)

財務諸表作成のための会計処理及び帳簿組織のほか、収支計算書作成のための会計処理及び帳簿組織を設ける方法で、取引発生の都度必要な会計処理を各々の会計組織で行い、それぞれ必要な帳簿を整備し、試算表及び収支明細表を作成する方法である。

この方法では、収支元帳に予算額を記載することにより、収支執行状況を適時把握し、収支予算管理を行うことが可能となる。



(2) 簡便的な方法(貸借対照表及び正味財産増減計算書から収支計算書を作成する方法)

簡便的な方法による場合でも、財務諸表は上記(1)同様に「財務諸表作成の会計組織」により作成される。その後「貸借対照表の前期末及び当期末の各科目の増減額」と「正味財産増減計算書」に基づき、収支計算書作成のための修正仕訳を起こし、これら修正仕訳を収支計算書作成表に記入して収支計算書を作成する方法である。この方法による場合には、収支予算の管理は必要な帳簿を備えておくか、あるいは、総勘定元帳を予算管理に代用することにより収支予算管理を行うこととなる。

原則的な方法による収支計算書の作成について

Q7：収支計算書作成の原則的な方法について、具体的に説明してください。

A：以下の設例により収支計算書作成の原則的な方法を示す。

1．新会計基準による仕訳と収支仕訳との関係

- (1) 新会計基準による仕訳の際、資金資産及び資金負債に該当する各科目は、収支仕訳では、すべて「支払資金」の科目を用いる。
- (2) 支払資金残高が増加する取引では、対応する科目は 収入とする。
- (3) 支払資金残高が減少する取引では、対応する科目は 支出とする。
- (4) 資金科目間取引では支払資金残高の増減は生じないので、収支計算書に収入又は支出を計上しない。

2．前提

- (1) 新会計基準の実務指針の「 設例における解説」における「5．第2年度の取引」により、収支計算書を作成する。
- (2) 事業年度は、平成×1年4月1日から平成×2年3月31日までとする。
- (3) 資金の範囲は、現金、未収会費、未払金、預り金及び前受会費とする。
- (4) ×1年度期首の前期繰越収支差額は3,000である。

前期繰越収支差額の内訳は次のとおりとする。

{	資金資産・・・現金	3,100
	資金負債・・・預り金	100

3．取引

(1) 期中取引

×1年度の会費6,300(会員数630名、年会費10)と×2年度会費の前受分100(会員数10名、年会費10)、合計6,400を現金で受け取った。

(新会計基準による仕訳)

現金(B/S)	6,400	/	正会員受取会費(一般)	6,300
			前受会費(B/S)	100

(収支仕訳)

支払資金	6,400	/	正会員会費収入(収入)	6,300
			支払資金	100

前年度における建物及び什器備品の減価償却累計額396を現金から特定資産に振り替えた。

(新会計基準による仕訳)

減価償却引当資産 (B/S)	396	/	現金 (B/S)	396
----------------	-----	---	----------	-----

(収支仕訳)

減価償却引当資産取得支出 (支出)	396	/	支払資金	396
----------------------	-----	---	------	-----

源泉所得税の預り金 100 を現金で納付した。

(新会計基準による仕訳)

預り金 (B/S)	100	/	現金 (B/S)	100
-----------	-----	---	----------	-----

(収支仕訳)

支払資金	100	/	支払資金	100
------	-----	---	------	-----

* 資金科目間取引であり、収支計算書に計上しない。

基本財産として国債 60 口 (額面: 一口 100、時価: 一口 105) の寄付を受けた。

(新会計基準による仕訳)

基本財産 - 投資有価証券 (B/S)	6,300	/	投資有価証券受贈益 (指定)	6,300
------------------------	-------	---	----------------	-------

(収支仕訳)

非資金取引のため収支に係る仕訳なし				
-------------------	--	--	--	--

基本財産たる国債の利息 360 を現金で受け入れた。なお、事業の用に供するため、一般正味財産増減の部へ振り替えた。

(新会計基準による仕訳)

現金 (B/S)	360	基本財産受取利息 (指定)	360
一般正味財産への振替額 (指定)	360	基本財産受取利息 (一般)	360

(収支仕訳)

支払資金	360	基本財産利息収入 (収入)	360
------	-----	---------------	-----

長期借入金 1,000 及び利息 10 の元利合計 1,010 を現金で支払った。

(新会計基準による仕訳)

長期借入金 (B/S)	1,000	現金 (B/S)	1,010
管理費 - 支払利息 (一般)	10		

(収支仕訳)

長期借入金返済支出 (支出)	1,000	支払資金	1,010
管理費 - 支払利息支出 (支出)	10		

建物一棟 (取得価額 6,000、帳簿価額 5,892) が全焼した。

(新会計基準による仕訳)

建物火災損失 (一般)	5,892	建物 (B/S)	5,892
-------------	-------	----------	-------

(収支仕訳)

非資金取引のため収支に係る仕訳なし			
-------------------	--	--	--

備品 A (取得価額 300、帳簿価額 246) を 500 で売却し、代金を現金で受け取った。

(新会計基準による仕訳)

現金 (B/S)	500	／	什器備品 (B/S)	246
			什器備品売却益 (一般)	254

(収支仕訳)

支払資金	500	／	什器備品売却収入 (収入)	500
------	-----	---	---------------	-----

事業費として助成金 2,800 及び旅費交通費 700 を現金で支払った。

(新会計基準による仕訳)

事業費 - 助成金 (一般)	2,800	／	現金 (B/S)	3,500
事業費 - 旅費交通費 (一般)	700			

(収支仕訳)

事業費	2,800	／	支払資金	3,500
- 助成金支出 (支出)				
事業費	700			
- 旅費交通費支出 (支出)				

管理費として給料手当 1,300 のうち源泉所得税の預り金 120 を差し引き 1,180 と旅費交通費 900 の合計 2,080 を現金で支払った。

(新会計基準による仕訳)

管理費 - 給料手当 (一般)	1,300	／	現金 (B/S)	2,080
管理費 - 旅費交通費 (一般)	900		預り金 (B/S)	120

(収支仕訳)

管理費	1,300	支払資金	2,200
- 給料手当支出(支出)			
管理費	900		
- 旅費交通費支出(支出)			

備品購入代金の一部 200 を現金で前払いした。

(新会計基準による仕訳)

前払金(B/S)	200	現金(B/S)	200
----------	-----	---------	-----

(収支仕訳)

什器備品購入支出(支出)	200	支払資金	200
--------------	-----	------	-----

管理費として退職金 100 を退職給付引当金から取り崩して現金で支払った。

(新会計基準による仕訳)

退職給付引当金(B/S)	100	現金(B/S)	100
--------------	-----	---------	-----

(収支仕訳)

管理費 - 退職給付支出(支出)	100	支払資金	100
------------------	-----	------	-----

(2) 決算整理事項

× 1 年度の未収会費 200 (会員数 20 名、年会費 10) を計上する。

(新会計基準による仕訳)

未収会費(B/S)	200	正会員受取会費(一般)	200
-----------	-----	-------------	-----

(収支仕訳)

支払資金	200	正会員会費収入(収入)	200
------	-----	-------------	-----

事業費として助成金の未払分 200 を計上する。

(新会計基準による仕訳)

事業費 - 助成金(一般)	200	/	未払金(B/S)	200
---------------	-----	---	----------	-----

(収支仕訳)

事業費	200	/	支払資金	200
- 助成金支出(支出)				

建物及び什器備品について、それぞれ 108 及び 126 の減価償却費を計上する。

(新会計基準による仕訳)

管理費 - 建物減価償却費 (一般)	108	/	建物(B/S)	108
管理費 - 什器備品減価償却 費(一般)	126	/	什器備品(B/S)	126

(収支の仕訳)

非資金取引のため収支に係る仕訳なし				
-------------------	--	--	--	--

退職給付引当金に 500 を繰り入れる。

(新会計基準による仕訳)

管理費 - 退職給付費用(一般)	500	/	退職給付引当金(B/S)	500
------------------	-----	---	--------------	-----

(収支仕訳)

非資金取引のため収支に係る仕訳なし				
-------------------	--	--	--	--

基本財産としての投資有価証券について、償却原価法を適用して基本財産受
取利息 60 を計上する。

(新会計基準による仕訳)

基本財産受取利息(指定)	60	/	基本財産 - 投資有価証券(B/S)	60
--------------	----	---	--------------------	----

(収支仕訳)

非資金取引のため収支に係る仕訳なし	
-------------------	--

(3) 収支元帳への転記

収支元帳で用いる略称は次のとおりである。

収支・・・収支明細表(差引当期増減額)

支払資金(期中分)		正会員会費収入	
6,400	100	収支 6,500	6,300
100	396		200
360	100	6,500	6,500
500	1,010		
200	3,500		
収支 246	2,200		
	200		
	100		
	200		
7,806	7,806		

減価償却引当資産取得支出		〇〇事業費 - 旅費交通費支出	
396	収支 396	700	収支 700

長期借入金返済支出		事業費 - 助成金支出	
1,000	収支 1,000	2,800	収支 3,000
		200	
		3,000	3,000

什器備品購入支出		管理費 - 給料手当支出	
200	収支 200	1,300	収支 1,300

管理費 - 旅費交通費支出	
900	収支 900

管理費 - 退職給付支出	
100	収支 100

管理費 - 支払利息支出	
10	収支 10

(4) 収支明細表の作成

収 支 明 細 表

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

借 方				科 目	貸 方			
差引当期 増減額	当 期 累計額	当 月 発生額	前 月 累計額		前 月 累計額	当 月 発生額	当 期 累計額	差引当期 増減額
				正会員会費収入			6,500	6,500
				什器備品売却収入			500	500
				基本財産利息収入			360	360
396	396			減価償却引当資産取得支出				
200	200			什器備品購入支出				
1,000	1,000			長期借入金返済支出				
3,000	3,000			〇〇事業費 - 助成金支出				
700	700			〇〇事業費 - 旅費交通費支出				
1,300	1,300			管理費 - 給料手当支出				
900	900			管理費 - 旅費交通費支出				
100	100			管理費 - 退職給付支出				
10	10			管理費 - 支払利息支出				
	7,560			支払資金			7,806	246
7,606	15,166			合 計			15,166	7,606
前期繰越収支差額					3,000			
当期収支差額					246			
次期繰越収支差額					2,754			

(5) 収支計算書の作成

収 支 計 算 書

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	予算額	決算額	差 異	備 考
事業活動収支の部				
1. 事業活動収入				
基本財産利息収入	400	360	40	
正会員会費収入	6,300	6,500	200	
事業活動収入計	6,700	6,860	160	
2. 事業活動支出				
事業費支出				
〇〇事業費 - 助成金支出	3,000	3,000	0	
〇〇事業費 - 旅費交通費	800	700	100	
事業費支出計	3,800	3,700	100	
管理費支出				
給料手当支出	1,300	1,300	0	
旅費交通費支出	900	900	0	(注1)
退職給付支出	100	100	0	
支払利息支出	20	10	10	(注1)
管理費支出計	2,320	2,310	10	
事業活動支出計	6,120	6,010	110	
事業活動収支差額	580	850	270	
投資活動収支の部				
1. 投資活動収入				
什器備品売却収入	450	500	50	
投資活動収入計	450	500	50	
2. 投資活動支出				
減価償却引当資産取得 支出	396	396	0	
什器備品購入支出	200	200	0	(注2)
投資活動支出計	596	596	0	
投資活動収支差額	146	96	50	
財務活動収支の部				
1. 財務活動収入				
財務活動収入計	0	0	0	
2. 財務活動支出				
長期借入金返済支出	1,000	1,000	0	
財務活動支出計	1,000	1,000	0	

財務活動収支差額	1,000	1,000	0	
予備費支出	300	-	100	
	200			(注2)
当期収支差額	666	246	420	
前期繰越収支差額	3,100	3,000	100	
次期繰越収支差額	2,434	2,754	320	

収支計算書に対する注記

1. 資金の範囲

資金の範囲には、現金、未収会費、未払金、預り金及び前受会費を含めている。
なお、前期末及び当期末残高は、下記2.に記載するとおりである。

2. 次期繰越収支差額に含まれる資産及び負債の内訳

科 目	前期末残高	当期末残高
現 金	3,100	2,974
未収会費	0	200
合 計	3,100	3,174
未払金	0	200
預り金	100	120
前受会費	0	100
合 計	100	420
次期繰越収支差額	3,000	2,754

3. 科目間の流用及び予備費の使用について

(1) 科目間の流用(注1)

予算科目のうち管理費 - 支払利息支出より 10 を管理費 - 旅費交通費支出に流用した。

科 目	当初予算額	科目間流用額	流用後予算額
管理費 - 旅費交通費支出	890	10	900
管理費 - 支払利息支出	30	10	20

(2) 予備費の使用(注2)

予備費 200 は什器備品購入支出に充当使用し、当該科目の予算額に含めて表示している。

簡便的な方法による収支計算書の作成について

Q 8 : 収支計算書作成の簡便的な方法について、具体的に説明してください。

A : 収支の状況の管理という観点を別とすれば、貸借対照表及び正味財産増減計算書から収支計算書を作成することも可能である。正味財産増減計算書の一般正味財産増減の部においては収益・費用が計上され、収支計算書においては収入・支出が計上されるので、収益と収入及び費用と支出における相違を調整すれば、正味財産増減計算書から収支計算書の作成が可能となる。

例えば、有価証券評価益のように収益ではあるが収入を伴わないもの及び減価償却費のように費用ではあるが支出を伴わないものは正味財産増減計算書には記載されるが、収支計算書には記載されないため、消去することが必要となる。一方、借入金の実行取引のように収益ではないが収入となるもの及び固定資産の購入取引のように費用ではないが支出となるものは、正味財産増減計算書には記載されないが収支計算書には記載されるため、追加計上することが必要となる。

具体的に、貸借対照表と正味財産増減計算書から収支計算書を作成するための手順を示せば次のようになる。

- 1 . 当期末貸借対照表と前期末貸借対照表から当期増減額を求める。
- 2 . 上記当期増減額の内容を分析し、次の修正を行う。
 - (1) 資産・負債の増減額が収益・費用の発生によるが、収入・支出を伴わないものは消去
 - (2) 資産・負債の増減額が収益・費用の発生によらないが、収入・支出を伴うものは追加計上
 - (3) 固定資産の売却のように収益・費用の場合は純額であるが、収入・支出の場合には総額となるものは総額に修正
- 3 . 指定正味財産から一般正味財産への振替えは収支計算書には記載されないため消去
- 4 . 当期の資金資産・負債の正味増減額を当期収支差額に置換え
- 5 . 正味財産増減計算書と収支計算書とは、科目名が異なるため科目名を変更
- 6 . 貸借対照表上の当期正味財産増減額と正味財産増減計算書上の当期正味財産増減額とを相殺

新会計基準の実務指針の「設例による解説」における「5 . 第2年度の取引」により、収支計算書作成表を示せば、次のとおりである。

なお、収支計算書及び注記については、「原則的な方法による収支計算書の作成について」の(5)に示したものと同一であるため、記載を省略する。

[2 (1) 資産・負債の増減額が収益・費用の発生によるが、収入・支出を伴わないものは消去]

受贈による基本財産 - 投資有価証券の増加

投資有価証券受贈益(指定)	6,300	/	基本財産 - 投資有価証券 (B/S)	6,300
---------------	-------	---	---------------------	-------

基本財産 - 有価証券の償却原価法

基本財産 - 投資有価証券 (B/S)	60	/	基本財産受取利息(指定)	60
---------------------	----	---	--------------	----

建物火災損失

建物 (B/S)	5,892	/	建物火災損失(一般)	5,892
----------	-------	---	------------	-------

減価償却

建物 (B/S)	108	/	管理費 - 建物減価償却費(一般)	108
什器備品 (B/S)	126	/	管理費 - 什器備品減価償却費(一般)	126

退職給付引当金繰入

退職給付引当金 (B/S)	500	/	管理費 - 退職給付費用(一般)	500
---------------	-----	---	------------------	-----

[2 (2) 資産・負債の増減額が収益・費用の発生によらないが、収入・支出を伴うものは追加計上]

什器備品購入のための前払い

什器備品購入支出(支出)	200	/	前払金 (B/S)	200
--------------	-----	---	-----------	-----

減価償却引当資産への繰入

減価償却引当資産取得支出 (支出)	396	/	減価償却引当資産 (B/S)	396
----------------------	-----	---	----------------	-----

長期借入金返済支出

長期借入金返済支出 (支出)	1,000	/	長期借入金 (B/S)	1,000
----------------	-------	---	-------------	-------

退職給付支出

管理費 - 退職給付支出 (支出)	100	/	退職給付引当金 (B/S)	100
-------------------	-----	---	---------------	-----

[2 (3) 固定資産の売却のように収益・費用の場合は純額であるが、収入・支出の場合は総額となるものは総額に修正]

什器備品 (B/S)	246	/	什器備品売却収入 (収入)	500
什器備品売却益 (一般)	254			

[3 指定正味財産から一般正味財産への振替えは収支計算書には記載されないため消去]

基本財産受取利息 (一般)	360	/	一般正味財産への振替額 (指定)	360
---------------	-----	---	---------------------	-----

[4 . 当期の資金資産・負債の正味増減額を当期収支差額に置換え]

現金 (B/S)	126	/	未収会費 (B/S)	200
未払金 (B/S)	200		当期収支差額 (収入)	246
預り金 (B/S)	20			
前受会費 (B/S)	100			

[5 . 正味財産増減計算書と収支計算書とでは、科目名が異なるため科目名を変更]

基本財産受取利息（指定）	360	基本財産利息収入（収入）	360
正会員受取会費（一般）	6,500	正会員会費収入（収入）	6,500
事業費	3,000	事業費 - 助成金（一般）	3,000
- 助成金支出（支出）		事業費	
事業費	700	- 旅費交通費（一般）	700
- 旅費交通費支出（支出）			
管理費	1,300	管理費 - 給料手当（一般）	1,300
- 給料手当支出（支出）			
管理費	900	管理費 - 旅費交通費（一般）	900
- 旅費交通費支出（支出）			
管理費	10	管理費 - 支払利息（一般）	10
- 支払利息支出（支出）			

[6 . 貸借対照表上の当期正味財産増減額と正味財産増減計算書上の当期正味財産増減額とを相殺]

当期一般正味財産減少額 （一般）	5,422	一般正味財産（B/S）	5,422
受贈投資有価証券（B/S）	6,240	当期指定正味財産増加額 （指定）	6,240

収支計算書作成表

平成×1年4月1日から平成×2年3月31日まで

科 目	当 期		前 期		増 減		修正仕訳		残 高	
	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方	借 方	貸 方
(貸借対照表)										
現 金	2,974		3,100			126	126		0	
未収会費	200				200			200	0	
前 払 金	200				200			200	0	
基本財産 - 土地	30,000		30,000		0				0	
基本財産 - 投資有価証券	6,240				6,240		60	6,300	0	
減価償却引当資産	396		0		396			396	0	
建 物	5,784		11,784			6,000	5,892		0	
							108			
什器備品	448		820			372	126		0	
							246			
未 払 金		200				200	200			0
前受会費		100				100	100			0
預り金		120		100		20	20			0
長期借入金		5,000		6,000	1,000			1,000		0
退職給付引当金		900		500		400	500	100		0
受贈土地(指定正味財産)		30,000		30,000		0				0

受贈投資有価証券 (指定正味財産)		6,240		0		6,240		6,240			0
一般正味財産		3,682		9,104	5,422			5,422			0
合計	46,242	46,242	45,704	45,704	13,458	13,458				0	0
(正味財産増減計算書)											
基本財産受取利息		360				360		360			0
正会員受取会費		6,500				6,500		6,500			0
事業費 - 助成金	3,000				3,000			3,000		0	
事業費 - 旅費交通費	700				700			700		0	
管理費 - 給料手当	1,300				1,300			1,300		0	
管理費 - 退職給付費用	500				500			500		0	
管理費 - 旅費交通費	900				900			900		0	
管理費 - 建物減価償却費	108				108			108		0	
管理費 - 什器備品減価償却費	126				126			126		0	
管理費 - 支払利息	10				10			10		0	
什器備品売却益		254				254		254			0
建物火災損失	5,892				5,892			5,892		0	
当期一般正味財産減少額		5,422				5,422		5,422			0
合計	12,536	12,536			12,536	12,536					

投資有価証券受贈益		6,300			6,300	6,300				0
基本財産受取利息		300			300	360		60		0
一般正味財産への振替額	360			360				360	0	
当期指定正味財産増加額	6,240			6,240				6,240	0	
合 計	6,600	6,600		6,600	6,600					
(収支計算書)										
事業活動収支の部										
基本財産利息収入								360		360
正会員会費収入								6,500		6,500
〇〇事業費 - 助成金支出						3,000			3,000	
〇〇事業費 - 旅費交通費支出						700			700	
管理費 - 給料手当支出						1,300			1,300	
管理費 - 退職給付支出						100			100	
管理費 - 旅費交通費支出						900			900	
管理費 - 支払利息支出						10			10	
投資活動収支の部										
什器備品売却収入								500		500
什器備品購入支出						200			200	

減価償却引当資産取得 支出							396			396	
財務活動収支の部											
長期借入金返済支出							1,000			1,000	
当期収支差額									246		246
合計							40,420		40,420	7,606	7,606

(修正仕訳の説明)

1. 資産・負債の増減額が収益・費用の発生によるが、収入・支出を伴わないものの消去()
2. 資産・負債の増減額が収益・費用の発生によらないが、収入・支出を伴うものの追加計上()
3. 固定資産の売却のように収益・費用の場合は純額であるが、収入・支出の場合には総額となるものの総額への修正()
4. 指定正味財産から一般正味財産への振替えの消去()
5. 当期の資金資産・負債の正味増減額の当期収支差額への置換え()
6. 正味財産増減計算書と収支計算書との科目名が異なるため科目名を変更()
7. 貸借対照表上の当期正味財産増減額と正味財産増減計算書上の当期正味財産増減額との相殺()

以 上